**くらしの情報**

**大崎市中心市街地地区（第2期）の事後評価原案に対する意見を募集します**

問い合わせ 都市計画課まちなか整備推進室　電話23-8069 ファクス22-9454

　市では、都市再生整備計画「大崎市中心市街地地区（第2期）」に基づき、令和4年度の完了を目標として都市機能の集約や道路整備、土地区画整理事業などを進めています。

　この事後評価原案に対する、皆さんからの意見を募集します。

■公表方法

❶市ウェブサイトでの閲覧

❷窓口での閲覧

▼ 市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

▼ 市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

▼ 都市計画課（市役所東庁舎4階）

■対象

　市民または市内に勤務・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　2月7日（火曜日）～27日（月曜日）

■意見の提出方法

　計画に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号）を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Ｅメールのいずれかで提出

※匿名、電話の意見には応じられません。

❶持参の場合

　月曜～金曜日8時30分～17　時15分（祝日を除く）

　都市計画課まちなか整備推進室または各総合支所地域振興課に提出

❷郵送の場合

　〒989-6188

　大崎市古川七日町1番1号

　都市計画課まちなか整備推進室に郵送（2月20日（月曜日）消印有効）

❸ファクスの場合

　都市計画課まちなか整備推進室に送信

❹Ｅメールの場合

　件名を「都市再生整備計画「大崎市中心市街地地区（第2期）」の事後評価原案に対する意見」とし、都市計画課（toshi@city.osaki.miyagi.jp）に送信

**大崎市教育の振興に関する大綱（中間案）への意見を募集します**

問い合わせ 教育総務課総務担当　電話72-5032 ファクス72-4004

　市では、大崎市教育の振興に関する大綱を教育の目標や施策の基本的な方向性を定めるものとして、平成29年に策定しました。

　その後の学習指導要領の改定や、第2次大崎市総合計画後期基本計画を踏まえ、改定を進めています。

　中間案に対する、皆さんからの意見を募集します。

■公表方法

❶市ウェブサイトでの閲覧

❷窓口での閲覧

▼ 市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

▼ 市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

▼ 政策課（市役所西庁舎4階）

▼ 教育総務課（岩出山庁舎2階）

■対象

　市民または市内に勤務・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　2月8日（水曜日）～28日（火曜日）

■意見の提出方法

　計画に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号）を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Ｅメールのいずれかで提出願います。

※匿名、電話の意見には応じられません。

❶持参の場合

　月曜日～金曜日8時30分～17時15分（祝日を除く）政策課または教育総務課、各総　合支所地域振興課に提出

❷郵送の場合

　〒989-6188

　大崎市岩出山字船場21番地

　教育総務課総務担当に郵送（2月28日（火曜日）消印有効）

❸ファクスの場合

　教育総務課総務担当に送信

❹Ｅメールの場合

　件名を「大崎市教育の振興に関する大綱（中間案）への意見」とし、教育総務課（ed-soumu@city.osaki.miyagi.jp）に送信

**農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します**

問い合わせ 農業委員会事務局　電話21-0577

 　　　　　農林振興課　電話23-7090

　令和5年7月19日に任期満了を迎える農業委員と、農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

　応募要件などの詳しい内容は、問い合わせください。

**農業委員**

■応募要件

　農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化の推進や農業委員会の所掌に関する職務を適切に行えることなど

■定員　26人

※市内全域の定員です。担当地区はありません。

■選任方法

　委員候補者審査委員会の審査結果から市長が候補者を決定し、市議会の同意を受けた人を市長が任命

■問い合わせ

　農林振興課　電話23-7090

**農地利用最適化推進委員**

■応募要件

　農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有することなど

■担当地区と定員

▼第1区（古川地域の第2・3区を除く区域）　3人

▼第2区（古川地域の江合川南部かつ国道４号西側）　3人

▼第3区（古川地域の江合川北部の区域）　3人

▼第4区（松山地域）　2人

▼第5区（三本木地域）　2人

▼第6区（鹿島台地域）　3人

▼第7区（岩出山地域）　4人

▼第8区（鳴子温泉地域）　2人

▼第9区（田尻地域）　4人

※各担当地区の農業委員会事務所に問い合わせください。

■選任方法

　農業委員会が審査を行い、委員を委嘱

■問い合わせ

　農業委員会事務局　電話21-0577

**共通事項**

■任期

　7月20日（木曜日）～令和8年7月19日（日曜日）

■応募方法

▼農業者やその関係者、農業者などが組織する団体からの推薦による応募

▼候補者自ら応募

■募集期間

　3月2日（木曜日）～3月31日（金曜日）

※ファクス、メールでの申し込みはできません。

■申込先

　農林振興課または農業委員会事務局（古川旭四丁目1番1号）、各総合支所農業委員会事務所で配布する応募書類に必要事項を記入し、持参

※必要書類については、2月1日（水曜日）から市ウェブサイトで閲覧できます。

■その他

　推薦者および推薦を受けた人、自ら応募した人は、法律により情報の公表が義務付けられています。3月中旬以降、氏名・年齢・職業などを市ウェブサイトで公表します。

**がん患者医療用ウィッグの購入費用を助成しています**

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話23-5311

　市では、医療用ウィッグ購入費用の一部を助成する事業を行っています。

■対象者

　次の全てを満たす市民

がんと診断され現在治療中、または治療を受けたことがある人

住民税のうち、所得割課税年額が30万4200円未満の人

■助成額

　3万円（上限額）とウィッグ本体の購入費用の2分の１の額を比較して低い額

※ウィッグ付属品やケア用品は対象外です。

■持参するもの

❶健康推進課、各総合支所市民福祉課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書、住民記録および市税等に関する照会同意書

❷がん治療を受けていることが分かる書類（お薬手帳、診断書など）

❸ウィッグ購入の領収書（金額の明細が分かるもの）

❹振込先通帳の写し

■申込方法

　健康推進課または各総合支所市民福祉課に申し込み

■申請期限

　医療用ウィッグを購入した日の翌日から1年以内

■その他

　これまでに、助成を受けたことがある人、および他の自治体から同様の助成を受けた人は対象外

■問い合わせ先

▼ 健康推進課保健・地域医療担当

▼ 各総合支所市民福祉課

　松山　　　電話55-5020

三本木　　電話52-2114

鹿島台　　電話56-9029

岩出山　　電話72-1214

鳴子　　　電話82-3131

田尻　　　電話38-1155